

船舶事故調査報告書

令和7年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和6年4月14日 10時00分頃
発生場所	広島県呉市倉橋島南西方沖 西五番之碇灯標から真方位037° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯34° 04.9′ 東経132° 27.3′）
事故の概要	プレジャーボートCredo2は、漂流中、機関室で火災が発生した。
事故調査の経過	令和6年8月8日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート Credo2、4.3トン 270-41217 広島、株式会社エスライン ディーゼル機関、船内機、387.6kW、平成8年10月進水、使用燃料軽油
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	機関室等に焼損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人4人（以下「同乗者」という。）を乗せ、主機を中立として漂流し、船長及び同乗者は釣りの準備をしていた。</p> <p>船長は、機関室から黒煙が出ていたので、機関室のハッチを開けて確認したところ、大量の黒煙が噴出し、機関室船首側に火炎が上がっているのを認めた。</p> <p>船長は、同乗者と機関室に設置されていた持運び式消火器及びバケツで消火を行ったものの、消火することができなかった。</p> <p>船長は、拡声器で近くの小型船舶に救助を要請した後、118番通報を行った。</p> <p>船長及び同乗者は小型船舶に救助された。</p> <p>本船は、来援した巡視船艇により消火された後、えい航されて広島県江田島市大柿町のマリーナに到着した。</p> <p>消防署によれば、本船は、機関室の一部等に損傷を生じたが、機関室船首側のバッテリーは、焼損していなかった。</p> <p>バッテリーとインバーター*1を繋ぐ配線（以下「本件配線」という。）は、主機Vベルトのプーリー上部付近で断線していた。</p>

*1 「インバーター」とは、交流と直流の電圧や周波数を自在に変換する回路や装置をいう。

本件配線には、短絡痕*2が認められ、その被覆が溶融していた。(図1、写真1、写真2参照)

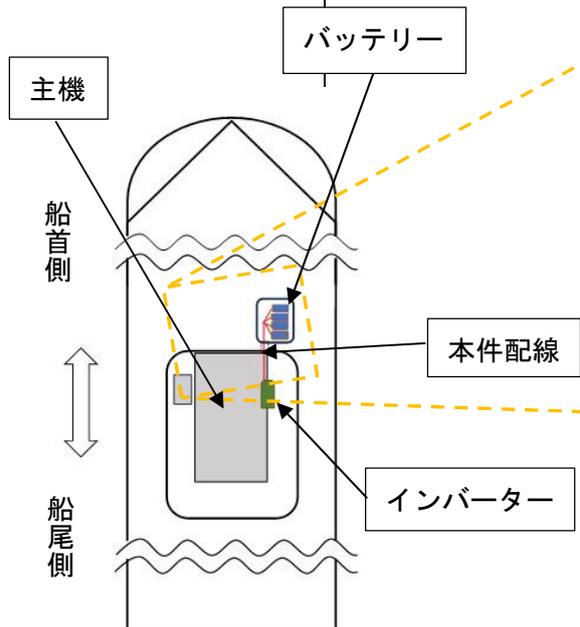


図1 機関室配置(概略)



写真1 本件配線付近



写真2 短絡痕

消防署は、機関室船首側にあった本件配線が、何らかの要因により短絡したことで、その火花が被覆に着火し出火に至ったと判定した。

運輸安全委員会の地方分析集「漁船の電気火災を防止しましょう」(運輸安全委員会事務局那覇事務所作成、令和5年6月発行)によれば、電気配線の被覆の劣化による火災発生の事例及び再発防止策などが記載されている。

船長及び同乗者は、全員救命胴衣を着用していた。

(付図1 事故発生場所概略図 参照)

<p>分析</p>	<p>本船は、漂流中、機関室船首側にあった本件配線が短絡したことから、その火花が被覆に着火して出火したものと考えられるが、船長から必要な情報が得られなかったことから、本件配線の状態及び短絡に至った状況を明らかにすることができなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、漂流中、機関室船首側にあった本件配線が短絡したため、その火花が被覆に着火して出火したことにより発生したも</p>

*2 「短絡痕」とは、導線同士が接触した際、短絡(ショート)が発生し、その部位にできる球形の痕をいい、この現象は、通電していたことを立証でき、火災となった要因を探索する手掛かりとなる。

	のと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、船内の電気配線及び電気機器の定期的な絶縁抵抗の測定と同値が低下していた場合、電気配線等の交換を実施すること。 ・ 小型船舶の船長は、発航前検査において電気配線及び電気機器の点検を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図

